

地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を果たしつつ、地域の住民生活に不可欠な通常業務を継続することが求められており、特に東日本大震災では、地震・津波により、地方公共団体の庁舎が大きな被害を受け、首長や職員も被災者となったことから、地方公共団体の業務継続体制の構築が強く求められるようになりました。

これまで、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（内閣府防災担当）（以下、「手引きとその解説」という。）により地方公共団体における業務継続計画（※）策定の取組を支援してきたところですが、地方公共団体における業務継続の策定率は、近年伸びてはいるものの、平成25年8月現在、都道府県で60%、市町村で13%と低水準に留まっており、特に規模の小さい市町村において低い傾向にありました。

そこで、「手引きとその解説」について、規模の小さい地方公共団体にとっても使いやすく、わかりやすい記述内容とする等の改訂を行うこととし、有識者による検討会が行われ、平成27年5月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府防災）（以下、「市町村ガイド」という。）が作成されました。

消防庁では、地方公共団体における業務継続計画の策定状況を把握するため、平成27年12月1日時点で調査を実施し、結果を取りまとめました。

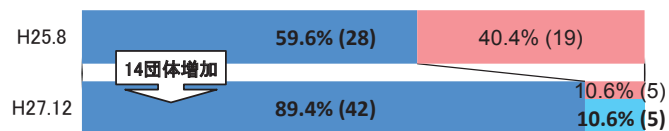
2 調査結果

（1）都道府県における策定状況：89.4%（図1）

都道府県における平成27年12月1日現在の策定率は89.4%（42団体）と前回調査（平成25年8月）から29.8%（14団体）増加しており、未策定の5団体にお

いても、平成27年度内には策定が完了する見込みとなっております。

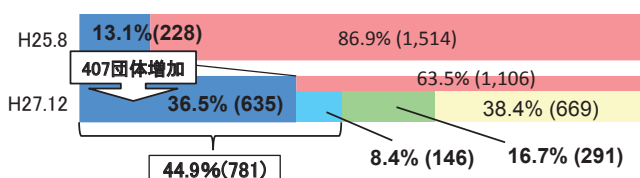
図1 業務継続計画策定状況の推移（都道府県）（N=47）



（2）市町村における策定状況（図2）

市町村における平成27年12月1日現在の策定率は36.5%（635団体）と前回調査から23.4%（407団体）増加しており、平成27年度内には44.9%にあたる781団体で策定が完了する予定となっております。

図2 業務継続計画策定状況の推移（市町村）（H25.8：N=1,742、H27.12：N=1,741）



調査結果を踏まえ、消防庁は業務継続計画未策定の市町村に対し、「市町村ガイド」を参考に早期に業務継続計画を策定することを、業務継続計画を策定している団体に対し、職員の教育や訓練等により業務継続計画の実効性を高めるとともに、内容の充実を図ることを周知しました。

また、平成28年2月には、より実効性の高い業務継続計画の策定を支援するため、「手引きとその解説」を東日本大震災の教訓や近年の災害事例等を踏まえた内容の拡充等を図り、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として改定し、地方公共団体へ通知しました。

※ 業務継続計画

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

＜地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果（平成28年1月）リンク先＞

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h28/01/280119_houdou_1.pdf

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課震災対策係
TEL: 03-5253-7525